

## 議事要旨記録票

日 時	令和7年10月21日(火) 午後3時30分から午後4時30分
場 所	みらいく 多目的室2~4会議室
会議件名	令和7年度 第4回いじめ防止対策推進条例策定検討委員会
主な議題	条例骨子案について、意見交換
参加者	(委員) : 嶋崎委員長、古谷委員、出牛委員、山岸委員、太田委員、桐井委員、仙波委員、中田委員、宇田川委員、村田委員、萩原委員、高原委員、藤井委員、滝瀬委員、杉本委員 (事務局) : 前田統括指導主事、坪田主幹、蟹江指導主事、河住指導係長、小松指導係主任
配布資料	(01) 日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会名簿 (02-1) (02-2) 会議資料 (03) 日野市いじめ防止対策推進条例(案) (04) 逐条解説 (05) 日野市いじめ防止基本方針
結 果	<p> <input type="radio"/> 了承(意見なし)  <input checked="" type="radio"/> 了承(意見あり)  <input type="radio"/> 要修正・再説明  <input type="radio"/> 不承諾  <input type="radio"/> 情報共有のみ         </p> <p style="margin-left: 20px;">} いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に意見要旨を記載</p>
主な内容	<p>1. いじめ防止対策推進検討委員会委員長挨拶(委員長)</p> <p>ただいまから第4回いじめ防止推進条例策定検討委員会を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。短い時間だが、積極的にご発言いただければ大変ありがたい。よろしくお願ひいたします。</p> <p>来週には昨年度のいじめに関する文部科学省の調査結果が出る。重大事態が急増しているのではないかと懸念される。重大事態に関わっている女性の文章を読んだ。重大事態に関わっていこうとすると子どもの姿がちっとも見えない。大人がいる。本来のいじめの解決は子どもの安心安全を保証することであるが、現実には「大人の満足」がいじめの解決になっているというような文章があった。そのようなことが無いよう、日野市においては、しっかりととした条例等を築き上げて、重大事態がなければさらにいい、いじめがなければもっといい、そのような方向で進めていきたい。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>2. 本日の会議について</p> <p>1) 第3回 いじめ防止対策推進検討委員会 委員意見(事務局)</p> <p>*資料02-1『会議資料』、資料03『いじめ防止対策推進条例(案)』参照。</p>

第3回閉会後に委員の皆さんからご意見をいただいた。

いじめ防止条例に対しての意見。第1条について、「児童等に対するいじめの防止等のための対策」と明記した方がいいという意見を反映し、修文した。

第7条について、保護者等、地域住民等とあるが、保護者、地域住民とするとよいという意見。事務局で検討し、「保護者等」は「保護者」に、「地域住民等」は「地域住民等」のままでし、用語の定義に合わせて表記揺れが無いように修文した。

第13条「具体的な対策に関する基本方針」という言葉に対して。基本方針は具現化するものなので「具体的な」という言葉は重複している感があるという意見を反映し、修文した。

第17条（当時は第16条だったが現在は第17条に変更）、「法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において」とあるが、本条例には教育委員会から市長に報告するという条文がないので違和感があるという意見。この意見をいただいたて、第16条に「教育委員会から市長に報告する」という文言を追加した。ここについては資料02-2でも詳しく説明させていただく。

第17条の第2項、再調査に関する部分。「再調査」という言葉が再度初めから調査をするように読み取られるので、第28条の調査の結果に基づいた調査であるということを明記してほしいという意見。いただいた意見を反映し修文した。

子供の意見の聴取に関する意見。「①どのような時に、あなたはいじめられたと感じますか?」「②あなたにとって、いじめの定義はなんですか?」「③あなたにとって友だちはどのような存在ですか?」といった設問を織り交ぜながらアンケートを取るのはどうかという意見をいただいた。児童・生徒のいじめの現状を考える上で大切なポイントであり、大変感謝している。現在年数回にわたり学校で実施しているアンケートの具体的な設問項目の参考にするなど、事務局の今後の課題とさせていただく。

その他の意見。条例を策定するのであれば、1条ずつしっかりとこの検討委員会で確認し、意見を交わして組み立てていく必要があるのではないかという意見をいただいた。今日の第4回はそのように進めさせていただきたい。

今後のスケジュールについて。この第4回の後、第5回までの間にパブリックコメントを実施する。この条例で概ねOKとなったら、他の委員会に諮り、必要なプロセスを経て11月17日頃から一か月程度かけてパブリックコメントを実施していく予定。

## 2) いじめ防止対策推進条例骨子案

(事務局) ※資料02-2『会議資料』参照。(資料03『いじめ防止対策推進条例(案)』、資料04『(仮称)日野市いじめ防止対策推進条例(素案)逐条解説』、資料05『日野市いじめ防止基本方針』参考。)

1. いじめ防止対策推進条例と子供の関係性。(※1頁参照。) いじめ防止対策推進条例の中における、「子供」と言われている部分の関係性について図式化している。日野市には他に子ども条例、子どもオンブズパーソン条例があるが、この中でも「子供」という用語が出てくる。左側の台形の図をご覧いただきたい。1番下のオレンジ色のバーの範囲がいじめ防止対策推進条例または子ども条例、子どもオンブズパーソン条例で使う「子供」であり、市内に在住・在学する18歳未満のすべての者を指している。いじめ防止対策推進条例における「子供」は前文から第10条の理念の部分までを引用する構成となっている。いじめ防止対策推進条例の第11条以降の実務にあたる部分は表記を「子供」から「児童等」という表現に変えて明記している。台形図の赤い線の範囲、②の市立小中学校が実務の部分にあたる。いじめ防止対策推進条例では、前文から第10条までを「子供」、第11条以降は「児童」という表記にしている。前文から第10条までを理念として位置づけており、いじめ防止対策推進条例の対象範囲を、国の法律の枠組を超えて、私立・高校などに関わらず、日野市に在住する全ての子供に広げている。一方、第11条以降の実務に関しては、実施や調査の範囲を公立小中学校に在籍する児童等に限定し、いじめ防止対策推進法の趣旨に沿って実行性を確保していく。

2. 条例制定に向け、議案としての文言修正について。(※2頁参照。) 左側が新、真ん中が旧、右側に備考として理由や説明を記述している。

第1条（目的）について。いじめの対象となる児童生徒等を「児童等」から「子供」に修文した。ここは理念に関わる部分なので「子供」に修正した。いじめの対象を「児童等」から「子供」に拡大し、条例の定める理念の範囲を、市立学校外を含むすべての日野市の子供に及ぼすために明確に記載した。条例の主体である「保護者の役割」を「保護者の責務」に戻し、「学校及び学校の教職員並びに保護者の責務」と修文した。これは後ほど詳しく説明する。

第2条（定義）について。(※3頁参照。) (1)いじめの定義。本号において、条例が対象とするいじめの対象者を、日野市に在住する市立小・中学校外のすべての「子供」と、市立小・中学校に在籍する「児童等」を包含し「子供等」として定義した。本号において「子供等」とわざわざ作ったという形。理由。いじめは、①日野市に在住し、市立小・中学校外の「子供」、②市立小・中学校に在籍する「児童等」が想定される、かつ両者とも市立・私立を含め「いじめ」を使うことが想定され、いじめの定義を、両者が使えるように、この号において「いじめ」を定義した。したがって、各条文の中で「いじめ」と出てくるとこの号に戻ってきて、この号が可変するという形でご理解いただきたい。

第2条(4)子供について。(※5頁参照。) 本条例は、前文から第10条までを理念として定めており、市立学校の内外を問わず、日野市に在住するすべての子供をいじめ対策の対象としていることにより、市立小・中学校に通っていない子供も、いじめ防止対策における市の

理念の対象とすることを明確にした。

第3条（基本理念）第3項について。（※7頁参照。）従前、「いじめを受けた子供」または「いじめを行った子供」も一つの条文（条項）として記載していたが、これを分けた。理由としては、いじめを受けた子供への支援といじめを行った子供への指導は、目的と対応の性質が根本的に異なるため、分けて明確に規定した。

第3条（基本理念）第4項、いじめを行った子供に対しての条項。（※8頁参照。）いじめを行った子供への対応は、その後の再発を確実に防止し、子供が自律した個人として社会で成長できるように適切な教育的措置を講じるという目的を明確にするために分離した。

第8条（保護者の責務）について。（※12頁参照。）見出しを「役割」から「責務」に変更した。条例本文は「児童等」から「子供」に変更した。いじめ防止対策推進法などにおいても保護者の責務は大前提であるため（各条例との整合性）。日野市子ども条例でも第一義務的な義務になるため、バランスを取った。

第10条（関係機関等との連携の推進）について。（※14頁参照。）修文前は「関係機関等は」となっているが、関係機関が動くわけではなく、市または教育委員会、学校が主体となって動き連携することが必要であるため「市、教育委員会及び学校は」に変更した。見出しを「連携の推進」として協力要請を求めていく。これは第18条（協力の要請）にも繋がっていく。市、教育委員会及び学校が、関係機関等との連携を主体的に実施する姿勢を記載した方が実情に合っているということで切り口を変えた。

第18条（協力の要請）について。（※19頁参照。）関係機関への協力の要請。市長又は教育委員会が主体となって関係機関に協力を要請していくと明記し、市長部局と教育委員会が重大事態への迅速な対処のために関係機関と連携していく姿勢を見せる（主体の明確化）。協力要請の目的は法第28条調査または再調査を含め必要な場合と限定して条文に明記し、協力を要請して徹底的にやっていくことを明確にしている（目的の明確化）。

（委員長）ありがとうございました。非常に資料も豊富で、中身も濃いところがたくさんあるが、ご質問ご意見いかがでしょうか。お願ひいたします。

（委員）この条例の委員会に出席していて、いじめを受けたお子さんの安心安全を、という内容が強く頭に入っていたが、今回、いじめを行ったお子さんが二度といじめを繰り返さないように、というような対策も入ってきていることを認識できて良かった。いじめをしたいと思ってやっているわけじゃないけど、どうしてもやらなきゃしようがないという状況もある。そこをよく把握して、支援を受けながら成長できるようにしていくことも大切だと感じている。

（委員長）大変貴重なご意見ありがとうございました。いじめをしてしまう子の成長支援の内容もしっかりと入っていた。大変肯定的な評価をいただいた。

（事務局）今いただいた意見について事務局から補足をさせていただきたい。いじめを行つ

た側の記述は1文しか出てこないが、我々もすごく気にしてる。第3条（基本理念）の部分。（※資料 03、2頁参照。）第4項「いじめの防止等のための対策は、いじめを行った子供の行動の背景にある要因を把握し、いじめの再発を防止するとともに、当該子供が自律した個人として成長できるよう必要な措置を講じることを旨として行われなければならない。」ここだけ。事務局でもよく考えたが、この記述で足りるのかについてもご意見をいただきたい。修文前はいじめを受けた者に関するものと、いじめを行った者に関するものどちらも同じ1つの条文内に含まれていた。しかし、支援と指導の性質は違うため、きちんと分けた方が日本語として素直に通じるだろうということはご理解いただけたと思う。第3項と第4項に分けた。第4項のいじめを行った子供に関する記述は「いじめの再発を防止する」という言葉が入っている。基本理念にこの言葉が入ることにより、条例全体が各学校の責務や市教育委員会の責務にも影響してくる。第7条（学校の責務）や第12条（基本方針）などにいじめを行ったものへのケアに関する記述も含み、実施運用していくと我々は解釈している。いじめを行ったものに関する記述について、他市の状態も調べてみた。いじめを行ったものに関する記述がないところもある。書いていても日野市のような状態であった。「第〇条いじめを行った者は～」というように記述している市はなかった。

（委員長）ありがとうございました。「子ども」の「ども」は平仮名を使っているが、今日出てきた「子供等」「子供」「児童等」という使い分けに関して、この辺りの整合性は大丈夫か？

（委員）「こども」の表記に関しては、それぞれ元になっている法律などによって使い分けているところがあると理解している。日野市では、子ども部もそうであるように「子」が漢字（子ども）。国の方ではこども家庭庁もこども基本法も全部平仮名を使っている（こども）。文部科学省のものはだいたい漢字（子供）。そういったことによって使い分けられている。

（委員長）大丈夫そうですね。ありがとうございます。今日は学校の先生が2人お見えになっている。「子供等」「児童等」「子供」という区別や文章は大丈夫だったか？

（委員）いじめの法の範囲を超えて、日野市全体の子どもに及ぶ理念を日野市の条例に組み込むというところはすごく理解ができる。ただ、第1条から第10条までが理念で、第11条からが実務という話だが、これを読んだ人がそう捉えてくれるのかというのが思うところ。例えばいじめの定義に関して、私たちの考える「いじめ」とは、法律に基づいたいじめの定義を当てはめる。しかし、“日野市の”いじめの定義になってきてしまわないか。私たちは小学生、中学生、高校生をいじめの対象者としている。幼児の子に起きた出来事はいじめではないのか？と問われた場合、現状、法律的にはいじめではなく生徒指導として対応することになっている。例えば小学校1年生と年長さんでトラブルが発生し、それはいじめではないのか？となった場合、この条例に基づくといじめになってしまうのではないか、そのような懸念を抱いた。

(委員長) 小学校さんいかがですか?

(委員) 今のお話に重なるが、日野市としてどう捉えていくか、プラス、学校関係者ではない方々から見ても分かりやすいという方向になれば良いと思う。

(委員長) ありがとうございます。事務局から何かコメントはあるか?

(事務局) 委員の皆様からご意見をいただきたかったところを今ご指摘いただいた。日野市が法を超えて条例の理念の枠を広げたことは是非について。26市23区他も調べた中には枠を超えていじめ防止対策推進条例を制定する団体もある。枠を超えていつもっと小さいスコープでやっている団体もある。条例で定めることとして何点か設置だけして「はいおしまい」というようなところもある。法に基づき上から下まで全部「児童等」という言い方で限定するやり方が多かったと思う。今日でこの策定委員会も第4回目となるが、事務局もこれまで委員の皆さんからいただいた意見を重く受け止めてきた。その中でも多く出てきたのが「遍く広く子どもたちを救って欲しい」という意見。その意見を拾い上げてこの形になった。この先日野市がどのように進んでいくのか、それをどう伝えていくべきか、どういうやり方があるのか、委員の皆さんからご意見をいただきたい。事務局でも悩んでいる。このまま条例を出しても子どもたちには届かない。子どもたちに届けるにはどうすればいいのか、ご意見いただきたい。

(委員長) この会議の場ではなかなか意見が出なくとも、とてもいい意見をたくさんいただいている。この後そのような機会を設けていただけているか。

(事務局) 次第にQRコードを載せている。今回も意見を募集させていただきたい。ここはまた後程説明させていただく。

(委員長) 資料03に条例案の全文が載っている。この中で私が気になったのは、第15条。例えば日野市でいじめの重大事態が3件同時に起こった場合。他の委員会を作つて対応するべきというつもりで私は言っていたのだが、いわゆる14条委員会、第14条第3項の委員会を使ってやりますと第15条に書いてある。要するに、この第14条第3項の委員会以外のところでもやってもいいという理解は大丈夫か?大丈夫かというのは、条例に書いてあるから他の委員会じゃ出来ない、ということで困っている区市が実はいくつかある。日野市の場合はこの第15条は大丈夫か?そこをお聞きしたい。

(事務局) 重大事態が3個、4個と出てきた場合どうするのか。私の理解が間違っていたら申し訳ないが、基本法に基づくので、大前提是いじめ問題対策委員会が3個、4個とそれに起きて開催されると認識している。ただ、人的パワーで足りるのかという問題が出てくると思う。実際、実行部隊にできるメンバーや委員は限られている。対策委員会は審議をする場なので、そこでは是なのか非なのか、市長に報告できるのかできないのか、というような審議を公の場でやるべきものだと思っている。規則のところで対策委員会の下に調査委員会として置くことができる、という規定を作つていただきたいと考えており、いわゆる足回り的

などころは調査委員会が行っていくという形で、数が多くなってしまった場合には数をこなすという考え方もあると思う。ただ対策委員会は重大事態の数の分だけ1つのところを通していくものになると想定している。

(委員長) ありがとうございます。対策さえしていただければ大丈夫だと思う。ご意見いただきたいのでよろしくお願ひしたい。ご意見がなければ、これで次第の「2. 本日の会議について」は閉じさせていただく。

### 3. 第4回検討委員会に対するご意見

(事務局) 今、特に資料02-2など、結構な資料をかいづまんで説明させていただいた。事務局も前回から数ヶ月かけて理解しているところを一両日中に、というのはなかなか無理なお話かと思っているので、資料02-2を用意させていただいた。なぜ立てたのか、その理由は何か、といった事務局の考えを資料の右側にまとめているので、振り返っていただき、その部分で異議が生じた場合には、このアンケートフォームを使ってお寄せいただきたいと思っている。このアンケートフォームの活用方法。今までと同じように、いただいたご意見は次回の会議の冒頭で紹介させていただく。

今後のスケジュールに関して。(※資料02-1『会議資料』6頁参照。) 現時点では、日野市いじめ防止対策推進条例のパブリックコメントに向けて動いている状況。条例を制定するにはこの段階を踏む必要があるため。11月17日に実施を予定しているので、今回のアンケートフォームをこれに合わせ、10月28日までにご意見をいただけるようお願いしたい。条例以外のご意見に関しては、次回の第5回検討委員会で紹介する予定。条例に関しては10月28日で一旦締め切らせていただくが、忌憚のない意見をお寄せいただきたい。

(委員長) 是非ご協力をお願いしたい。

### 4. その他

(委員長) 第5回いじめ防止対策推進条例策定検討委員会の日程について。12月24日の15時30分から1時間、この場所でやる予定になっている。言いたかったことがある方がいましたら、是非ご発言ください。

(委員) 児童館で保護者の方と接していて最近衝撃的なことがあり、そちらを共有させていただきたい。2才ぐらいのお子さんを育てている方であるが、ひょんなことから、相談はAIにしているという話が出てきた。「相談相手で一番多いのはChatGPTです。」と言っていて、「ついに来たな、この時代が」と思った。「どうしてそういうものを使っているの?」という話をしたら、「正解をくれる。」「すぐに回答してくれる。」「欲しい答えが返ってくる。」と言っていた。「例えばどんなことを聞くの?」と聞いてみたら、「(外遊びができない)雨の日に室内で簡単にできるもの」や、離乳食に関して、「じゃがいもと人参と玉ねぎがあるが、

ポトフ以外で何のレシピがある?」など。そういう質問にもすぐにパッと答えを出してくれるのですごく便利だと言っていた。「そういう便利なものもあるんだね。人に聞くっていうことが面倒くさくなっちゃうのかな。」と話を聞いていたら、会話の中で、「こんなことを相談したらこの人変なんじゃないかとか、この人おかしいんじゃないかとか思われるのではないか、そういうことを思うと怖くて聞けない。」という話が出てきた。また、関西出身のお母さんの話で、子どもと一生懸命接する中で叱ることもあるが、どうしても関西弁が出てきてしまう。そうすると虐待を疑われるんじゃないか、そんなことを心配されていた。相談ではなくたわいのない会話の中で出てきた話であるが、傾向として見えてきたのは、お母さんが常に人の目を気にしているということ。何かと効率を求めたり、評価の対象になってしまったりすることが、お母さんを人から遠ざけてしまう。私たちも何の気なしに「あのお母さんはいいお母さんだ」とか「この子はこんなことができてすごい」とか、人知れず評価をしてしまうことがある。ありのままを受け入れることをしていかなきやいけないと思っているが、「相談する」こと自体が難しい世の中になってきているんじゃないと思った次第。  
(委員長) 大変興味あるお話だった。もっと聞きたいが、時間がなくて申し訳ない。ありがとうございます。

## 5. 閉会 (委員長)

今日もご協力いただきありがとうございます。大変貴重な時間だった。これにて終了とさせていただきます。本当にありがとうございました。

閉会